

橋本市訓令第 8 号

橋本市消防長等事務専決規程の一部を改正する訓令を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 7 月 24 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市消防長等事務専決規程の一部を改正する訓令

橋本市消防長等事務専決規程(平成24年橋本市訓令第5号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)
消防長の専決事項	消防長の専決事項
1・2 略	1・2 略
3 消防法(昭和23年法律第186号) <u>第3章の規定による市長の権限に属する危険物事務</u> に関すること。	3 消防法(昭和23年法律第186号。以下次号から第19号において「法」という。)第11条第1項の規定による危険物の変更許可に関すること。
	4 法第11条第5項の規定による製造所等の完成検査及び仮使用の承認に関すること。
	5 法第11条の4の規定による危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更届出の処理に関すること。
	6 法第12条第2項の規定による製造所等の修理、改造又は移転の命令に関すること。
	7 法第12条の2の規定による危険物の取扱い違反に対する使用停止命令に関すること。
	8 法第12条の3の規定による緊急時の製造所等の使用の一時停止又は制限に関すること。
	9 法第12条の6の規定による製造所等の用途廃止の届出の処理

4～6 略	<u>に關すること。</u> 10 <u>法第13条第2項の規定による危険物保安監督者の届出に關すること。</u> 11 <u>法第16条の3第3項の規定による危険物の応急措置命令に關すること。</u> 12 <u>法第16条の5第1項の規定による製造所等の所有者、管理者又は占有者に対する資料の提出命令、立入検査、質問及び危険物の収去に關すること。</u> 13 <u>危険物の規制に關する政令(昭和34年政令第306号)第8条第3項の規定による完成検査済証の交付に關すること。</u> 14～16 略
--------------	--

附 則

この規程は、令和7年7月24日から施行する。